

# 都城市過疎地域持続的発展計画の概要

## 計画の策定趣旨

過疎地域対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、これまで約50年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、令和3年4月、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。

本市においては、高城地区及び高崎地区が過疎地域として指定され、昨年9月に「都城市過疎地域持続的発展計画」を策定しました。

令和4年4月1日、令和2年国勢調査の結果を受け、山之口地区及び山田地区が過疎地域に追加指定されました。

追加指定された過疎地域においても過疎対策事業債等の様々な国の支援措置を活用し、計画的かつ効果的な過疎対策を実施するため、「都城市過疎地域持続的発展計画」を改定するものです。

## 計画の構成

- 1 基本的な事項
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 3 産業の振興
- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上・増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

## 計画策定のメリット

本計画に基づき実施される取組等に対する必要な経費については、「過疎対策事業債」を財源とすることができます。同事業債は、元利償還金の7割が後年度に交付税措置される有利な地方債です。

また、所得税・法人税に係る減価償却の特例、地方税の減収補填措置等の支援措置もあり、これらの制度活用により過疎地域の持続的発展につなげることができます。



## 基本目標

### ア 人口に関する目標

市全体	項目	基準値	目標値
	市の総人口	160,640人(R2)	157,000人(R7)
	合計特殊出生率	1.77(R1)	1.96(R7)
地域別	項目	基準値	目標値
	山之口地区の人口	5,817人(R2)	5,500人以上(R7)
	高城地区の人口	9,789人(R2)	9,200人以上(R7)
	山田地区の人口	6,531人(R2)	6,100人以上(R7)
	高崎地区の人口	8,148人(R2)	7,500人以上(R7)

### イ 財政力に関する目標

項目	基準値	目標値
一般会計の地方債残高	705.0億円(R2)	699.9億円以下(R7)

## 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間